

「六ヶ所村原子力災害避難計画【原子燃料サイクル施設対象】」の修正について

令和5年3月30日
原子力対策課

1. 計画の主な修正点

(1) 「六ヶ所村原子力災害避難計画【東北電力株式会社東通原子力発電所対象】」との整合

※ 資料中 P●●参照 の記載は、計画本編に記載のページ番号に該当
(例：サイクル：P20 ⇒ サイクル対象避難計画P20に記載)

【一次避難施設（避難経由所）の見直し】 <サイクル：P33～36>

- 災害対策基本法に基づく「指定避難所の追加指定・廃止」等の他「施設の見直し」をした。
- サイクル施設避難計画の「避難所」と東通原子力発電所避難計画における「一次避難施設（避難経由所）」は、千歳平地区・倉内地区であるが、事業者毎に避難先施設が異なるため、施設を統一した。

(2) 避難等の円滑な実施及び職員の体制の確保を目的とした修正

【一時集合場所の役割の明確化と指定施設の見直し】 <サイクル：P23～29>

【旧】 ● 安定ヨウ素剤の配布、バス避難者用の集合場所として、各地区の公共施設を一時集合場所と設定。



【新】 ● 駐車場の確保が可能であり、施設規模が大きい施設を「安定ヨウ素剤配布場所」として再指定。
● 各地区の小規模な公共施設を、自家用車で避難が出来ない住民の「バス乗車場所」として再指定。

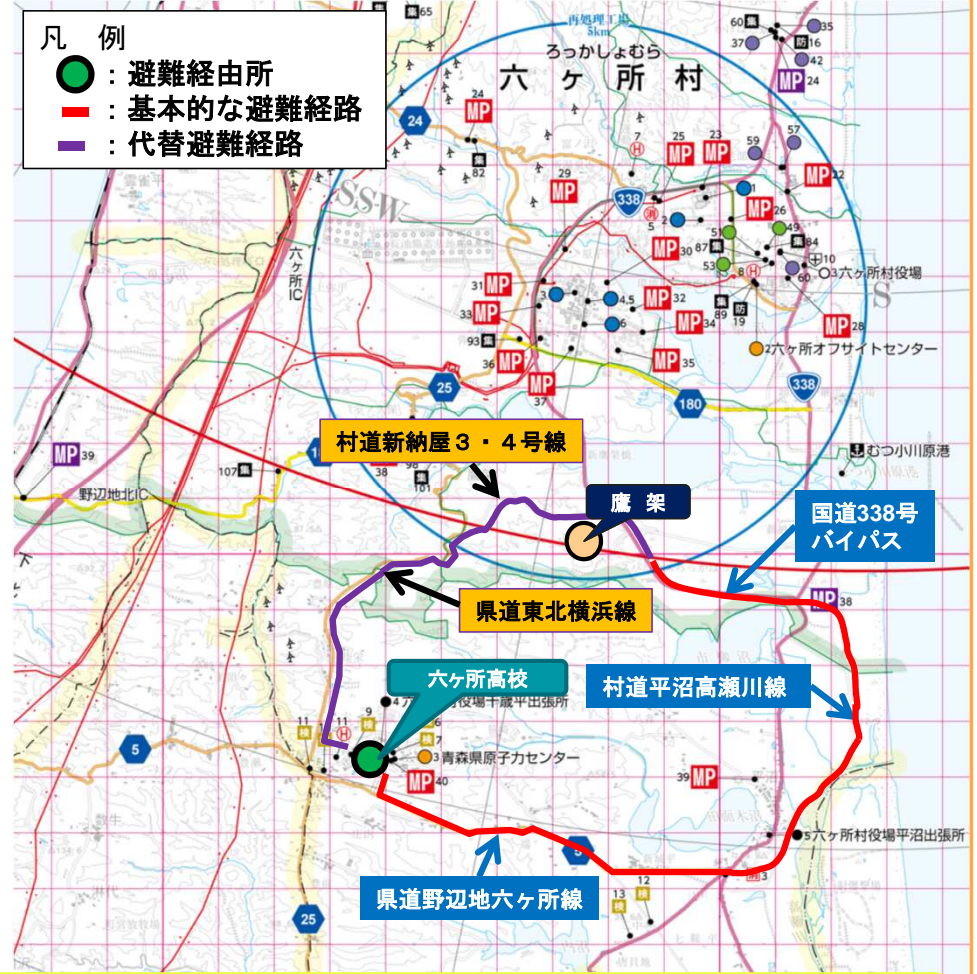
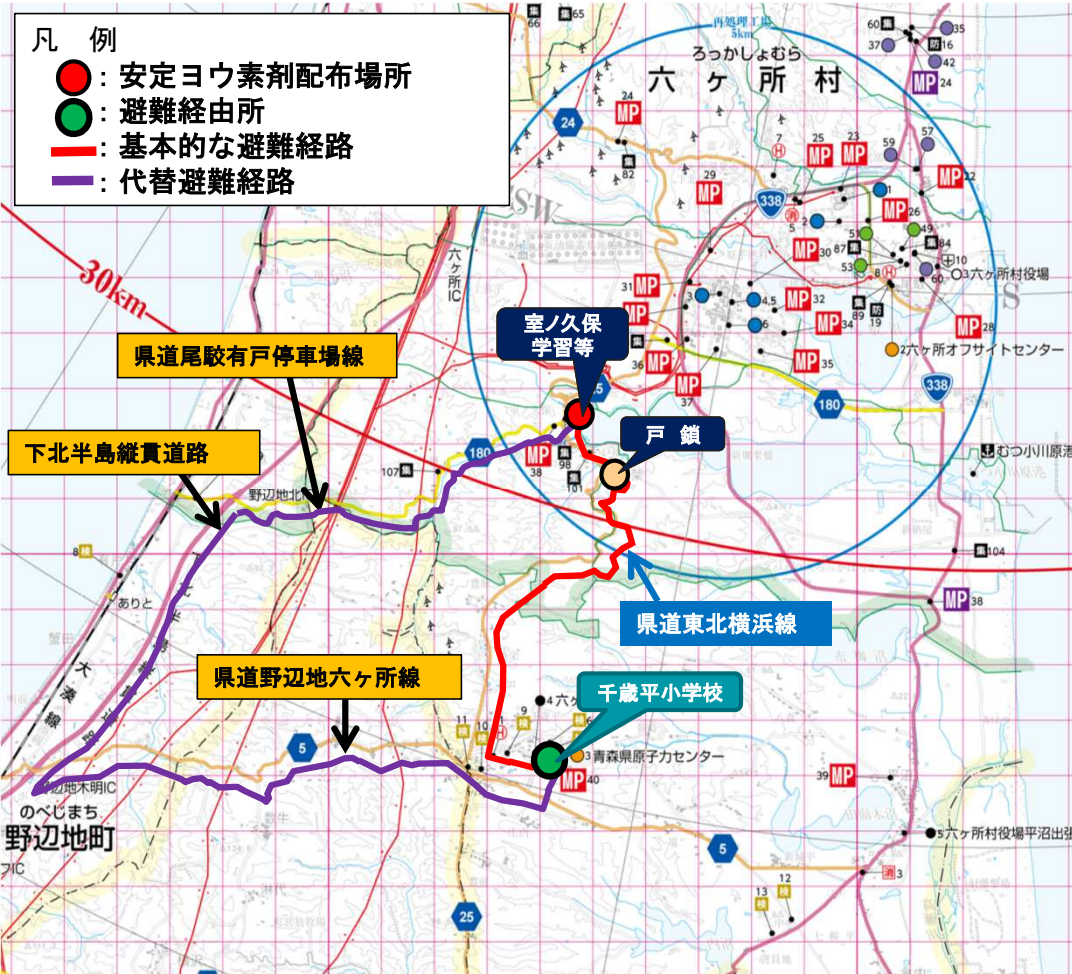
- 一時集合場所を「安定ヨウ素剤配布場所」と「バス乗車場所」として再指定。
- 泊中学校は泊小学校と併置され施設を使用できないため廃止
- 泊小学校、文化交流プラザ「スワニー」は、避難に伴い健康リスクが高まる避難行動要支援者を收容するための放射線防護対策施設として活用

1. 計画の主な修正点 (続き)

(3) 避難経路の再設定及び代替避難経路の設定

●代替避難経路の再設定

<サイクル : P37~45>



【戸鎖・室ノ久保地区】
基本的な避難経路が使用できない場合、西回り南下ルートの新規設定。

【鷹架地区】
 ●基本経路として、国道338号、村道經由、県道野辺地六ヶ所線を西に向かうルートを設定。
 ●代替避難経路として、村道經由、県道東北横浜線を南下するルートを設定。